（第１号様式）

第二種社会福祉事業【 無料低額宿泊所 】 開始届

令和　　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　殿

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

　社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するにあたり、社会福祉法第６８条の２の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１．施設の名称及び種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | |  | | |
| 施設の名称 | |  | | |
| 施設の所在地 | | 〒　　-  ビルの名称等 | | |
| 連絡先 | 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| Email |  | | |
| 種類 | | 社会福祉法第２条第３項第８号に規定する事業（無料低額宿泊所） | | |
|  | | ※（ サテライト型住居の設置　□なし　□あり） | | |

　　　　※ サテライト型住居の施行は令和４年４月１日であるため、それまでの間はこの項目は使用しない。

２．設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人等の名称 | |  | | | |
| 主たる事務所の所在地 | | 〒　　-  ビルの名称等 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 |  | | FAX番号 |  |
| Email |  | | | |
| 届出時における法人等の  経歴・資産状況 | | 別添「登記事項証明書」のとおり | | | |
| 代表者 | 職　名 |  | 氏　名 |  | |

３．条例、定款その他の基本約款

|  |  |
| --- | --- |
| 届出時における法人の定款等 | 別添のとおり |
| 当該事業の実施を規定している条項 | 第　　条 |

４．建物その他の設備の規模及び構造

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用定員 | 名 | |
| 構造 | 造　　　階建  （うち、当該施設として使用する部分　　階部分の　全部 ・ 一部　） | |
| 敷地面積 | ㎡ | |
| 総床面積 | ㎡  （内、当該施設に使用する部分：専用　　　㎡、共用　　　㎡） | |
| 建築年月日 | 年　月竣工 | |
| 建物の平面図 | 別添のとおり | |
| 当該事業に使用する設備の有無  （有する設備に☑） | □居室（詳細は別添のとおり）　□炊事設備　□洗面所  □便所　□浴室　□洗濯室又は洗濯場　　□共用室　□相談室  □食堂　□その他（　　　　　　　　　　　） | |
| 土地及び建物の使用に関する権利 | | 別添のとおり |

５．事業開始の年月日

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |

６．施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の管理者（施設長） | 職名  （経歴は別添「経歴申告書」のとおり） |
| 幹部職員  施設長とは別に幹部職員を 配置する場合のみ記載する | 職名  （経歴は別添「経歴申告書」のとおり） |

７. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 運営の方針 |  |
| 処遇に関すること | 別添「入居者に対する処遇に関する項目」のとおり |
| 運営規程等 | 別添のとおり |

**【添付書類】**

1　届出時における法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

2　届出年度前３年度分の事業報告・決算書類

3　届出時における役員等名簿　第５号様式

4　代表者誓約書　第６号様式

5　届出時における法人の定款

6　平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）

7　居室面積・使用料（家賃）一覧　第７号様式

8　土地・建物の登記事項証明書、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）

9　経歴申告書　第８号様式

10 入居者に対する処遇に関する項目　第９号様式

11 運営規程

12 金銭管理規程　※金銭管理を実施する場合のみ

13 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書

14 事業開始時における契約書（金銭管理）　※金銭管理を実施する場合のみ

15 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法　※サテライト型住居を設置する場合のみ（令和４年４月１日以降）

16 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）

17 設備・備品等一覧、写真

18 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当の直近の指導状況など）

19 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）

20 消防法に基づく防火対象物使用開始届出書の写し

21 施設長の資格が確認できるもの（資格証、研修修了証、実務経験証明書など）

22 改善計画書　※無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年大分県条例第三十六号。）附則第３項に該当する場合のみ